

別表1:要支援・要介護1の者に対する福祉用具貸与の判断基準

対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1-7「3.できない」 (該当する基本調査結果なし)
2 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に起きあがり困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	1-4「3.できない」 1-3「3.できない」
3 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3「3.できない」
4 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	(一)意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない者	3-1「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外又は 3-2～3-7のいずれか「2.できない」又は 3-8～4-15のいずれか「1.ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む 2-2「4.全介助」以外
5 移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者	
	(一)日常的に立ち上がり困難な者 (二)移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	1-8「3.できない」 2-1「3.一部介助」又は「4.全介助」
	(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者	(該当する基本調査結果なし)
6 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	(一)排便において全介助を必要とする者 (二)移乗において全介助を必要とする者	2-6「4.全介助」 2-1「4.全介助」

別表2: 状態の変動が見込まれる場合の判断基準

別表1に該当しない場合で、次の i) から iii) までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じたケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、魚津市へ例外給付の届出を提出し、その要否を確認してください。

i)	疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、別表の対象者に該当する (例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
ii)	疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに別表の対象者に該当することが確実に見込まれる (例 がん末期の急速な状態悪化)
iii)	疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から別表の対象者に該当すると判断できる (例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

※()内の状態は、あくまでも i ~ iii の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したものです。()内の状態でなくても、i ~ iii の状態であると判断される場合もあります。